

三浦電機株式会社「(仮称)北海道(道南地区)ウィンドファーム敷島内
環境影響評価方法書」に対する勧告について

平成30年3月23日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称)北海道(道南地区)ウィンドファーム敷島内環境影響評価方法書について、三浦電機株式会社に対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、北海道知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：北海道岩内郡岩内町
原動力の種類：風力(陸上)
出 力：最大30,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	平成29年 6月 7日
環境大臣意見受理	平成29年 8月24日
経済産業大臣意見発出	平成29年 9月 5日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	平成29年 9月28日
住民意見の概要等受理	平成29年11月27日
北海道知事意見受理	平成30年 2月 8日
経済産業大臣勧告発出	平成30年 3月23日

問合せ先：電力安全課 高須賀、松橋、岡田

電話03-3501-1742(直通)

三浦電機株式会社「(仮称)北海道(道南地区)ウィンドファーム敷島内
環境影響評価方法書」に対する勧告内容

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

1. 動物及び植物調査の踏査ルートが土地改変の可能性がある区域を網羅しておらず、改変による影響を十分な精度で予測及び評価できないおそれがあることから、道路設置箇所も含め土地改変や樹木の伐採を予定する場所を網羅するよう踏査ルートを適切に見直すこと。
2. 対象事業実施区域及びその周辺には、植生自然度の高い植生が存在していることから、現地調査により存在する区域を明らかにするとともに、鳥類及び哺乳類等が営巣やねぐらなどに利用し得る大径木を把握した上で、本事業の実施に伴う影響を予測、環境保全についての配慮が適正になされているかを検討し、評価すること。

また、対象事業実施区域の植生について、文献調査ではササ草原とされていた区域が現状では樹林地となっている可能性があることから、現状の植生の状況を明らかにした上で、必要に応じ、動物及び植物の調査地点を適切に見直すこと。

(北海道知事からの意見書の写しを添付)